



平成 27 年 11 月 12 日

各 位

会社名	株式会社 T & C ホールディングス
代表者名	代表取締役 田中茂樹 (コード番号 3832)
問合せ先	取締役 松本貞子 (TEL. 03-5443-7489)

(開示事項の経過)

西安国際康復医学中心有限公司との業務提携契約に係る進捗状況について

当社は、平成 27 年 8 月 29 日付け「西安国際康復医学中心有限公司との合弁会社設立を伴う業務提携に関する契約締結のお知らせ」及び平成 27 年 9 月 24 日付け「(開示事項の変更) 西安国際康復医学中心有限公司との合弁会社設立に伴う業務提携契約の内容一部変更に関する覚書締結及び入金確認のお知らせ」にてお知らせいたしました、西安国際康復医学中心有限公司（以下、「西安国際社」とする。）との業務提携契約に係る現在の進捗状況について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 進捗状況について

当社と西安国際社とは、平成 27 年 9 月 24 日に締結した覚書において合弁会社設立に関して次のとおり合意いたしました。

- ① 当社は、西安国際社との共同出資で本事業展開のため上田細胞工程研究院有限公司（以下、「新会社」とする。）を 10 月 31 日までに設立するものとする。
- ② 新会社は、新会社設立の 5 日以内に契約書調印、調印日から 5 日以内に当社に対し、技術の独占使用権の対価として 1 億 3,000 万円を支払うものとするが、新会社設立時期が遅れる場合には、西安国際社が新会社に代わって 11 月上旬に支払うものとする。ただし、中国政府の法令規則や審査が原因で遅延した場合を除く。
- ③ ①又は②或いは両方が履行されない場合、西安国際社は当社から提供されたものをすべて当社に返還するとともに、当社は原契約書及び本覚書に規定された義務の履行を全面的に中止する。

①の新会社設立については、西安国際社から中国政府による新会社設立の審査において止まっているとの報告があり、10 月 31 日までに設立できておりませんが、当社と西安国際社は引き続き設立に向けて協議してまいりました。また、新会社が設立できていないことから、②新会社に代わって西安国際社が技術の独占使用権の対価を支払うことについて 11 月 5 日に契約書に調印しました。西安国際社はこれまでの当社からの問い合わせに対して、調印日から 5 日以内（本日まで）とされる支払いについては、送金にあたっての税務手続きを行っている最中であるとの回答を繰り返してきましたが、昨日になって、契約内容の変更を申し入れてきました。これについて当社としては受け入れられず、また本日送金がなされていないことから、本日、西安国際社に対して 11 月 17 日までに支払いがなされない場合は、本業務提携契約を解除する旨の催告を行いました。

2. 今後の見通し

上記のとおり 11 月 17 日までに支払いがなされない場合は、本業務提携契約を解除し、合併会社設立も中止いたしますが、その旨あらためてお知らせいたします。

以 上